

社会の変質と庄屋の転免

藩財政の窮迫 享保十一年（一七二六）仕置役深尾権進は、藩財政の窮迫を嘆き、とくに領内に富裕の者が出て、藩からの借金に応じて貰いたいと、卒直な藩の要望を述べている。「高知藩財政史」平尾道雄。前述のように、すでにその一部には富農深瀬氏が応じていたが、商品経済の発展によって、逐次豪農商が生まれ、藩はこれに用金を課して、財政を運営していくことになる。もちろんこれは他方では藩が商品流通にも激しく寄生し、年貢収入を補なうために、口銭を課するいわゆる国産方仕法を強化することであって、宝曆二年（一七五二）がその画期となる。この時点より藩政は明瞭に変質を露呈し、以後商品生産を中心に生産者農民の反抗―百姓一揆も起こり、時代は後期に入ったことを示すものである。なお地主制もますます進み、農民、農村はその方面からも苦悶を呈することになる。

前述「郷士年譜」深瀬希三郎によれば、この期になって、いかに深瀬氏が藩の用銀（金）等に応じていたか、それとともに、藩がもはや年貢収入だけをもっては、財政運営のできなかつたことを示している。以下一覧表にしてみよう。

年代	用金の種別	金額	備考
宝曆九	借入銀	一貫三	
同 一〇	〃	一・八	
年代	用金の種別	金額	備考
文化三	寸志銀	一貫〇	
同 八	的 用 銀	六・九	

同 一 二	〃	一一・八		同 同	(寸志品)	茶碗一五〇、批杓九〇、筵一〇〇
明和 二	寸志銀	二・二		同 同	寸志米	(額不明)
〃 三	借入銀	一・一九〇		同 九	借入銀	三貫五
〃 五	〃	四・八		同 一〇	寸志夫	二〇〇人
〃 六	〃	二・五		同 同	的 用 銀	五貫五
〃 八	〃	五・〇		同 一 一	的 用 銀	一五・〇
〃 九	寸志銀	一〇・〇		同 一 五	〃	〇・五
安永 五	用 銀	一〇・〇		文政 三	借入銀	二〇・〇
天明 元	〃	一〇・〇		同 四	用 銀	五・五
〃 四	寸志米	一二石〇		同 八	寸志銀	一五・〇
同 六	用 銀	五貫〇		同 一 二	寸志金	二両〇
同 七	寸志夫	一五〇〇人		天保 二	寸志銀	一貫二
同 同	借入銀	六貫〇		同 四	寸志金	八〇〇疋
同 九	〃	四・〇		同 七	〃	一貫〇
寛政 二	〃	四・一		同 同	〃	南籾一片〇
同 三	〃	四・一		同 一 一	借入銀	一〇貫〇
〃 一 一	〃	二・二		集 計	三八回	一七五貫五九〇と夫二〇〇〇人、米一八石、金二兩余
享和 三	寸志米	六石				

右表によれば、ほとんど連年というも過言ではない。ことに同年譜には、天保二年（一八三二）の「寸志銀壹貫三百目」に註して、

但、先達て廉々御用向御蒙り遊ばさせられ候節、^三御支配御用銀仰付られる御趣拜奉り調達仕り候。

右の「三支配」とは町奉行、郡奉行、浦奉行のことであって、それぞれの支配下から、富裕の者を撰び出して用銀を賦課するという、藩の方針は明瞭である。深瀬氏はこれに先手を打って自発的に寸志銀を納めたが、これは返却を前提としないいわば献納である。用銀、的用銀はともに藩が返却する約束であったが、もちろんこれが事実上寸志銀となることも多かったと思われる。深瀬氏はまた藩守山内豊資が、文化十一年（一八一四）春土佐国西半を巡見した折には、「御宿」を二度も勤めている。この接待の費用も莫大であったであろう。同十四年（一八一七）にも藩主関係のものが宿泊している。用銀あるいは藩主その他の宿所を勤めるには、深瀬氏自身にも相当の計算があったと思われるが、これらはすべて一種の貢租であって、深瀬氏が集積する富を藩は吸い上げたものである。もちろんこれは、富農深瀬氏が貸米利息あるいは加治子として収得した分であって、春野地方の農民の汗の成果であることにはかわりはないのである。

ところで幕藩体制の税収は、本来は年貢が中心である。藩は商品流通あるいは富裕の農商に寄生を強めたが、同時にまた年貢の増徴にもきわめて熱心であった。まず免の引き上げを見ることにしよう。この点すでに前に天和平等免でみたところであるが、左の史料を見よう。

明治五壬申年

引合済

耕地米盛引合記

西畑村

「春野町役場所蔵文書」

には、本田について

六拾八石八斗三升四合也 田

(免) 九ツ九分貳厘

また

三拾九石七斗四升八合也 田

(免) 九ツ四分五厘

前者は蔵入地後者は知行地であるが、ともに免は一反一石に近い高免になっている。なお同史料には左表のように荒地がある。

知行地	本田地高	同荒地	比率
蔵入地	三二九石四〇一	一九三石九二六	六一%
知行地	二二三・六四七	一四〇・二〇一	六五%

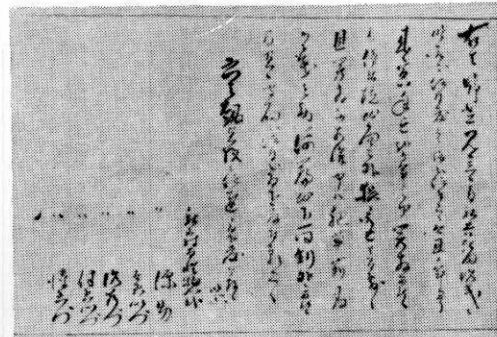
仁淀川下流の同地は、驚くほど水害を受けたので、このように本田は荒廃する。その分新田が開発されたことについては後述するが、そうした危険な地域でなおかつ免は反当一石に近い。弘岡下ノ村で安永四年（一七七五）の免が反当約七斗であったのに対し、約三斗の増徴である。藩は二毛作、商品生産等に、農民を駆り立てながら厳しい年貢の増徴を行なったものである。なお同史料には

一地四石九斗八升 島田幸之進領知出作式

というのがある。文政年中藩は激しい新田検地を行ない、郷士の領知にも厳しい竿入れを断行した。それによって登録面積を超える反別が検出される。この超過分が右の出作式であって、この分は百姓の作式地同様として新

集計	新田																	
	新田	本田	役地	領地	領知出作式	領知作式	御免方作式地	御郡方裏判地	太郎御留山等底地明	草山開御免方預り地	家懸林開	竹銀立籤開	高川原論所戻り地	平江須賀堀明	太郎堀明	西畑村持地	庄屋預り地	改出し古堀明
	七七七・〇四三	五三三・〇四八 (内荒三三三・一二七)	一五・一三六	四二一・一七八	四・九八〇	一二・一二七	一九・三三〇	二一・四六三	二二・五八三	四三・八二三	五・五七四	一六・一九五	三・一〇〇	九一・七二二	九・〇一一	一六・〇三九	二・八一三	一八・七六五
		一四六・七二六 (免七ツ三分七厘)	〇・〇九五	二六・一〇三	〇・二六三	〇・九七四	〇・七七三	〇・四二九	一・三七七	一・二二二	〇・二五八	一・一一四	〇・〇九三	五・五〇四	〇・六二一	一・九八九	一・八九九	〇・七五六

(地高一石=一反、免一ツ=米一斗)



新田開発願書(春野町役場蔵)

西畑村本田新田別、種別、地高、年貢米一覧

種別	地高	年貢米	本田、新田別	
			本田	新田
蔵入地	三一九石四〇一 (内荒一九三・九二六)	九三石七四七		
知行地	二一三・六四七 (内荒一四〇・二〇一)	五二・九七九		
村上改	一・四六六	〇・七七二		
古堀明	四・七四〇	二・四四四		
惣堀明	三五・二九一	四・八七六		
知行地	一一・七〇七	一・一七一		

に課税される。郷士にとっては嫌な検地であったが、財政難に苦しむ藩は敢て強行したものである。春野地方の例証は少ないが、藩内各地にこの例は多かった。

こうして免の引き上げのほか、厳しい態度をとった藩の検地によって、多くの新田が検出されたが、前記史料によれば西畑村には実に驚くべき種類の新田が、左表のようにあったことがわかる。理解の便利のため一覧表とした。伝誦によれば、杉村寿源太は西畑村で新田開発のため藩に直訴して許可をえたという熱心さであった。災害も多く、同地に住む人びとはとくに新田を必要としたのであろう。

